

国民年金のお金を免除する手続きについて

2025年7月から2026年6月分までの国民年金のお金を免除する手続きが7月1日(火)からはじまります。手続きした日から2年1か月前までの期間分も手続きできます。



2026年3月までの国民年金のお金は1か月に17,510円です。

詳しくはこちら↓

www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s012199.html

国民年金のお金の免除とは

国民年金のお金を払わない または お金を払う期限を長くする 手続きです。

手続きできる人は お金がない人 や 払うことがむずかしい人 です。

手続きの後に 給料の調査があります。国民年金を払わないと 年金をもらうことができません。

払うことがむずかしい人は 手続きしましょう。

その他の免除は ホームページを 見てください

学校に通っている間の 国民年金のお金を払う期限を長くする 手続きについて

www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s012200.html

赤ちゃんが生まれる前と後の 国民年金のお金の免除について

www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s012202.html

問い合わせ

- 各年金事務所 静岡 ☎ 054-203-3707 清水 ☎ 054-353-2233
- 各区保険年金課 葵区 ☎ 054-221-1065 駿河区 ☎ 054-287-8624
清水区 ☎ 054-354-2134



しずおかしこくさいこうりゅうか
静岡市国際交流課が

やさしい日本語にしました。